

役員の年齢に関する細則

川口市野球連盟規約（以下、「規約」という。）第40条の規定により、「役員に関する細則（以下、「本細則」という。）」を定めるものである。

（趣旨）

第1条 本細則は、公益財団法人全日本軟式野球連盟の役員に関する内規、及び一般社団法人埼玉県野球連盟定款第27条に適合させるため、規約第5章第9条の規定に基づく役員について、卓越した行動力及び先見性を持ち備えた多様な人材の登用による組織の活性化等を図るため、その詳細を明確にするものである。

（年齢基準）

第2条 役員は、年齢が満75歳未満でなければならない。ただし、当該任期期間中に年齢基準を超えた場合及び川口市野球連盟内のみで活動する役員は、この限りではない。

（年齢基準日）

第3条 役員の前年齢基準日は、役員の前定期改選を行う総会を開催する年の3月1日とする。

（附則）

第4条 本細則は、平成30年2月18日に施行する。ただし、第3条に関わる年齢基準日は、会長及び理事長は平成30年3月1日、副理事長は2020年3月1日、副会長、常務理事、理事、評議員、会計及び会計監査は2022年3月1日とする。

第5条 第4条のうち、2022年3月1日の日から適用することとされていた事項については、令和元年から続く新型コロナウイルス感染症による諸活動への影響及び諸事情等により、適正・的確な運営に支障をきたしている現況に鑑み、これを2年間延長することとし、副会長、常務理事、理事、評議員、会計及び会計監査にあっては、2024年3月1日から適用することとする。

第6条 本細則は、平成31年1月27日、令和4年1月23日、令和7年1月25日に改正する。